

## 平成30年度決算 都市計画税の使途

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業（街路事業、公園整備事業等）や土地区画整理事業に要する経費に充てるための目的税として課税しています。

（単位：千円）

事 業 名	事 業 費	一般財源		うち都市計画税
街路整備事業	61,594	44,194		973,098
連続立体交差事業	0	0		
公園整備事業	52,938	41,617		
下水道整備事業	267,843	184,740		
地方債償還	2,015,792	1,930,488		
合 計	2,398,167	2,201,039		973,098

※都市計画税は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。